

## なぜ、そしてどのようなヨーロッパ法史か

ジャン＝ルイ・アルペラン  
野上博義（訳）

本稿は、二〇〇五年四月一五日、フランスの法史家ジャン＝ルイ・アルペラン Jean-Louis Halpéin 教授（フランス・高等師範学校）が、名城大学法学部で行なった講演の翻訳である。アルペラン教授は、法制史学会第百五十七回総会におけるシンポジウム「ロード・シヴィルの二〇〇年 内なるまなざし」参加のために来日された。教授にとって、これは二度目の訪日になるが、前回（一九九八年）も名城大学で講演を行なっており、その邦訳が本誌に掲載され、簡単な略歴がそこに付記されている（「ナボレオン法典の独自性」・野上博義訳、『名城法学』第四八巻第四号）。

—

私が刊行した『ヨーロッパ法史 一七五〇年から現在まで Histoire des droits en Europe — de 1750 à nos jours』(二〇〇四年)は、限界があると同時に、野心的な研究計画によるものでした。限界というのは、本の大き

さからして、ページや注記が限られる出版プランにはつきものことですが、また、時間においても、語学力の範囲においても、それなりに限界のある独りきりの作業によってなされたものであり、ありきたりの歴史的事実の個人的な選択に頼らざるを得なかったからです。つまり、これは試論であり、「一つの」ヨーロッパ法史であり、他のヨーロッパの国々でかつて行なわれたように、共同執筆者を選択し、体系的な方法で集团的に共同研究を進めた結果として生まれたものではありません。ただ、一つの試論ではあっても、方法論として選択した立場に対して反響があり、議論が引き起こされることを私は期待していました。そして今回の講演でもまた、この書物の序論や幾つかの章で言及したテーマを発展させながら、この歴史的で比較論的な研究方法について、話を進めたいと思います。

## 二

法律家とは、自分の仕事の理論的な前提について、常に考えを巡らせているという訳ではないのですが、一般論としては、法現象の理解にあたって、多数の方法があるということを確認しています。この点について、デンマークの学者アルフ・ロスが『法律と正義について』（一九五八年）の中で、法に対して考えられる三つのアプローチについて考察しており、私人人としては、そこで行なわれた整理に従うのがいいのではないかと感じています。まず、第一のアプローチですが、彼はオースチンの分析法学派とケルゼンを引合いに出し、実証主義的で形式主義的なアプローチを挙げます。規範を「存在当為」と考え、自分たちの研究が価値の考察や、社会的な因果関係の考察とは厳密に区別されたものであることを前提にするものです。二番目のアプローチは、法に内在する正義の理想の存在を信じ、その結果、法現象の理解において、思想的なものに大きな場所を与える自然法学者のアプローチです。最

後のアプローチは、法の歴史的起源と、法と社会の相互作用にこだわります。つまり、法の歴史学的・社会学的アプローチの提唱です。そして、ロスによれば、「動いている法現象」を研究するこの法の社会学と、形式的観点から規範を研究する分析法学的方法の間には、強い繋がりとされます。この二つの方法は、「倫理学的法律学」の拒否、即ち、価値判断を排除するという共通点を持つただけではありません。法史学は過去に目を向け、他方、規範科学は未来に向けて予測し、あるべきものを考察するのですが、実証主義的な立場を共有し、相互に補充しあっているのです（類型的に言えば、ある行為がなされるなら、ある法的「サンクション」が行なわれなければならない、ということですが、つまり、法規範は帰責性を表現するものであり、法学は、法に関する命題あるいは提言という形で、それを叙述するものです）。

## 三

法史家として当然ながら、私は法現象が歴史的なものであり——法規範はすべて、歴史のある時点で生じるものであり、ある時点で有効であった規則のみが法を構成します——、歴史的方法が有用であることを確信しています（これ以外は無用であるという訳ではありませんが）。しかしまた、私が実証主義的な信条を抱いていることも明らかにしておきたいと思えます。つまり、思想あるいは提言の状態に留まっただけで、実証性の最低限の特質を欠いている規則、即ち、包括的な妥当性を持つ法秩序の中で、効力が承認されること（当該のそれぞれの規則が実際に有効であったことを必ずしも意味していません）が決してなかった規則を、法の一部を成していると思ふことは拒否すべきであると考えています。この点ではケルゼンの厳密さに惹かれるのですが、私がより親近感を感じているのは、エールリッヒやアルフ・ロスの理論のように、様々な方法のシンクレティズム（混交）を認める理

論なのです。あるいはより適切には、同じ実証主義的土台を共有する規範科学的アプローチと歴史学的・社会学的アプローチを並行して展開させようとする理論です。実証主義的な歴史家の限定的な折衷主義になります。法のダイナミズムを考察する上で、この折衷主義を保持することは可能であり、同時に、利点の多い立場であると私は思っています。ケルゼンの思想に対する様々な解釈の中で、どれかを選ばうというものではありませんが（例えば、「新实在論者」とその反対派の間でのように）、「法」という対象の規範科学的枠づけを採用したいと考えているのです。

#### 四

さらに、この立場は、現代のヨーロッパにおける法の変容を理解するために、最も適したものであると私は思っています。好ましいと感じようとするのでなく、この歴史的進化を容認することも否認することも、学問的重要性のない価値判断の問題です——一八世紀中期に始まる時代は、現在に至るまで、法源の中での立法の飛躍、即ち、法規範の決定において、ほとんどの場合は国家権力ですが、政治権力の介入がますます増大することです。この年代に——おおよその年代ですが、象徴的なもの——より一般的な事例としては、啓蒙思想による改革の一環として、プロイセンやオーストリアでの「新たな」法典編纂の試みが始められ、そしてまた、一七四八年のモンテスキューの『法の精神』で示された立法権の優位を意識しつつ、臆病なものではありませんが、イギリス議会が初めて私法の領域に口をはさんだという出来事（一七五三年の婚姻法）が見られるからです。一八世紀末のフランス革命は、それ以前の数十年間に始められた動きを増幅させるのですが、フランス革命期に関する

最初の研究以来、私は、法律の支配が、もっぱら精神的な考え方の問題であったり、立法中心主義的な法の見方による単なる外見の変化であったりするのではなく、特にヨーロッパにおいては、現代史の現実であるという確信を持っていました。つまり、政治的方法により法を根底から変容させるプロセスの到来、即ち、同意があるとなかると、権利主体に対して、上から命令を下すという方法が到来したのです。法とは、超法的に正義を探索する中で法律家が発見するものであると信じ続ける自然法学者の思い込みに反して、また、法現象全体を裁判所の決定と同一視しがちな解釈論的新現実主義を前にして、私は、規範を変える主導権が、一八世紀中期以来、ヨーロッパにおいては、立法機能を使用する政治権力に帰属するようになったと思っています。市民法の国における判例の重要性、あるいは「コモン・ロー」の国における「ケース・ロー」の重要性がどれ程のものであろうと、現代では、この種の法源は、成文の法律（議会で採択される場合があります）に縛られていると私は考えます。それは、法律の用語をそのまま借用する「立法による」判例、あるいは、立法権が寛大に認めている、裁判官の立法的な機能に他ならないのです。

#### 五

一九世紀に考えられたような比較立法史ではないのですが、立法史という形をこのように復活させることには明確な意図があります。「法史」学の中には、法思想の歴史と法の実体的変化の歴史を分けることを拒むという一つの傾向——強力で、華々しく主張されている傾向です——があるのですが、まず、それに抵抗したいということです。この種のアプローチとしては、地理的枠組を限定した上で一つの時代を想定し、法学の歴史を論じるという形を取ることもあります。例えば、パオロ・グロッシの著作『イタリアの法学——一八六〇年から一九五〇年まで

の歴史的プロフィール」(二〇〇〇年)がそうです。この書物の場合、学説が法規範の進化に大きな影響力を持ったということを前提にして、はっきりと学説に照明を当てるといふ立場に立っているのですが、根本的なところは、私の実証主義的な信念とぶつかるものにはなっていません。これとは別の、その価値をまはや褒め称える必要もない一級の著作について、方法的なアプローチに問題があると思えるものがあります。ヴィアツカーの『近世私法史』(一九六七年)がそれです。実際に、タイトルだけ見ると、私法の歴史——即ち、近世(ドイツ的な捉え方で、近代と現代を含んでいます)における、私法を構成する規範——が問題になっているようであり、事実、法典のような立法的記念碑について詳しく述べられています。しかし、著作の基本的な部分は、一六世紀以降の法律家——特に、ドイツ語圏の法律家——の業績にあてられているのです。つまり、法学の歴史が「実体的な」法の歴史と緊密に混ぜ合わされています。この混ぜ合わせは、『コイニングの名著』(ヨーロッパ私法 一九八五年 一九八九年)にも再び見て取ることができます。この著作は、フランクフルトのマックス・プランク研究所の『法源と文献便覧』のための共同研究から生まれたものですが、この共同研究は、一つの教条的なプランに従って、ある制度にまつわる立法と学説を同時に検討しようとするものでした(例えば、ナポレオン法典やドイツ民法典と並んで、サヴィニエの債務理論)。社会学に向けてはつきりと門戸を開いている研究、モートン・ホーウィッツの『アメリカ法の変質』(一九七七年)でさえも、私から見れば、立法的な改革と学問的な進化を同じ次元で論じているという欠点から逃れていません。

## 六

私の考えをよく理解してもらいたいと思います。私は、法学説が法の変容に影響を及ぼすということ認めないのではありません。ただ、法律家が法規範を創造する力は、現代では消滅しており、法学の主張や提言が実定法に実際に反映されたかどうか、その都度検証すべきものであると考えているのです。さらに、法学教育における啓蒙的観点からすれば長所のある制度史もまた、法が変容する要因の考察という観点からすれば、重大な問題点を示していると思います。実際、制度史学は、自然法学者の偏見と一体化し、時代を超越した、あるいは長い時間幅において深く根を下ろした正義なり道徳の理念が存在している、それがある時代に、制度として具体化すると考える傾向にあります。ここには大きな危険があります。例えば、結婚という制度について、夫婦の絆にあるはずの「不変性」という観念に目を向けたままで、結婚というものの考え方の断絶、あるいは進化でさえ、すべて拒否することになります。実証主義的な原理に従い、法と法学を分けて考えれば、経済的・社会的要因と並ぶ変化の要因の一つとして学問を位置づけることができ、法が変容する歴史を考えるにあたって、その要因のそれぞれの重さは、個々の場合にに応じて検証されなければならないとする立場をしっかりと説明することができるのです。

## 七

このように、実証主義的であり、社会学的であり、そして比較論的でもありたいとする歴史学的態度を選択したことで、私の書物の序論で触れておいた手掛かりの幾つかは、その意味が明らかになるだろうと思います。マルクスに言及することは当然のことであり、マックス・ウェーバーについては一層そうなのです。法が生み出されるにあたって、経済的・社会的要因の働きについて考えをめぐらすことは、何もマルクスの史的唯物論に与することを意味しません。マックス・ウェーバーの考察に従えば、複雑な法現象を全体として理解することがいかに難しいかという認識と、社会学的決定論を併せ持つことは可能なのです。さらに、正直に言えば、私は、法に名前をつけ、

情報として伝達する権力について、ピエール・ブルデューに多くを負っています。法現象を、法の外部にある要因の単なる産物にしてしまうようなことは少しも考えていません。私は、法が既存の現象にその効果と表現形態を付け加えることにより、社会的現実を変容させ、それに参加していることを認めるにやぶさかでないのです。

## 八

現代における法の歴史を研究するにあたっては、マルクスの二つの文章が重要であると私は考えます。一つは、『ドイツ・イデオロギー』に含まれる警告、「宗教と同様に、法は自らに固有の歴史を持たないということをおぼろげに忘れない」であり、確かにこれは、法の変容の歴史研究をしようとする気持ちをおぼろげにさせざるを得ない。マルクスによれば、法規範は、経済と社会の発展を支配する史的唯物論によって予め決定された産物に過ぎないのである。つまり、法の発展には、自立したプロセスは存在しないことになり得る。第二の文章は、一八四九年の『新ライオン新聞』に載った記事であり、その中でマルクスはこう書いています。「社会は法律を基礎としているのではなく、そのようなことは法律家の幻想である。それとは正反対に、法律は社会に基礎を置くものでなければならず、時代の物質的生産様式から生まれる社会の利害と必要の表現でなければならぬ。そして、あれやこれやの個人の恣意から保護するものでなければならぬ。今、私の手元にはナポレオン法典がある。これは近代ブルジョワジー社会を生み出したものでは決してなく、むしろ、一八世紀に生まれ、一九世紀に発展したブルジョワジー社会が、法典の中に、自らの法的表現を見出しているのに他ならないのである」。法規範が生産条件に従属するというこの考え方は、やがて、微妙なニュアンスが窺われるこの記事の立場よりも体系的になり、法を一定の社会において支配的な階級の利益を表明する単なる「上部構造」に還元する、マルクス主義理論の定式化の中にその到達点を見出し

ました。このような見方にあつては、一八世紀中期以降のヨーロッパ法史とは、まずは産業革命を法的に反映したものであり、次いで一九世紀から二〇世紀の資本主義の変遷、より時代が下れば、ソヴィエト陣営の崩壊後の様々な社会主義的システムに対する新自由主義の勝利（マルクスの夢とは逆になります）、それは歴史のいたずらになります（、これらを単に確認するだけのものになってしまっています）。

## 九

このマルクス主義的な見方を前にして、『経済と社会』の中でマックス・ウェーバーが展開した方法論的分析は、反論のための最も優れた論拠を法史家に提供するように思えます。法と経済の関係を分析した結果、ウェーバーは、「法の形成に対して影響を及ぼす要因の中で、経済的利害は最も強いものの一つに数えられる」ということ、そして「法の形成に「権力の状況」と「特権階級の社会的状況」を保証するものであることを認めました。この点では、マルクスの説と一致しています。ウェーバーは、経済に及ぼす法の力が資本主義社会と共に一層弱くなったと考えており、法の力と自立性に関して、幻想を抱くことはありませんでした。しかし同時に、法の変化すべてにおける決定的で唯一の原因として、経済的な説明を仕立て上げることが彼を拒否しました。法は、自らに固有のリズムで進化したか——進化したか——することを確認したのです。彼によれば、資本主義的利害は、それ自体では、近代国家の「合理的な」法を作り出すことはありませんでした。マックス・ウェーバーは、経済に対して影響を及ぼす法の働きを、経験に基づいて論ずることを推奨しました。私も同様に、一八世紀中期のイギリスでの産業革命の開始によってもたらされた例の「近代化」の局面における、法に対する経済的・社会的変化の影響について、先入観なしに考察することが有用であると考えています。

法が生産関係の進化によって完全に決定されることはないとしても、ヨーロッパ諸国家の政治的歴史に対しては、緊密に依存しているのではないだろうか。ここで、私は第二の障害に直面することになります。第一次的な法源としての国家的法律の出現、次いで、大衆の力をこの法律の主要な創造者とする議会主義的・民主主義システムの発展、一八世紀以来、ますますはつきりとしてきたこれらの事実によって特徴づけられる時代について、この障害は、法的変容の歴史にいかなる独自性をも否定するように見えます。確かに、一つの国家の市民的権利と、その政治体制の間には疑う余地のない繋がりがありますが、それでも、私法規範、あるいは幾つかの刑法規範の進化は、純粹に政治的な説明ではカバーできないように思われます。例えば、一九世紀と二〇世紀に既婚女性が解放されるプロセス、あるいは最近では中絶の非犯罪化、これらは憲法の変化、あるいは議会多数派が変化したことの当然の帰結という訳ではないのです。経済的・政治的決定要因を過小評価することはしませんが、現代ヨーロッパにおける法の変容の研究は、「一般の」社会から生じる力の役割が増大していることを考慮しなければならぬと私は考えます。数的には常に多数派である非法律家の力、団体や組合という形態を取る力、メンタリティーと思想の潮流、これらがその力にあたります。

私の態度は社会学的ですが、また比較論的でもあります。法の歴史というこの領域で、それは、法における文化

の優位という一つの見方と対立することを意味します。比較法研究者ピエール・ルグランが、とりわけ擁護する見方です。しかし、比較論的視角を過去に適用することは、歴史的情報を拡大する手段に他なりません。情報をその豊かさのままそっくり把握するためであり、また、国民として組織化されると同時に、考え方も商品流通の面でも、国際化の流れの中に入ります。組み入れられることを特徴とする社会において、法の進化の様々な要因をより正しく評価するためにこそ必要なのです。

このような視角からすれば——「競合する政治社会」の存在を、マックス・ウェーバーの言う法的多元主義の一つの原因と考える視角です——、イギリス、ドイツ、フランスあるいはイタリア、さらにはロシアや軍事的にはそれ程重要ではない国を無視することなく、様々なヨーロッパの国での法的変容を比較することは欠かせないものに思われます。法に対する経済の影響を評価しようとする時、これら様々な国での産業革命が、時間のずれた不平等な発展を見たという歴史は、最良の実験の場を提供してはいないでしょうか。政治的あるいは文化的要因を考えるにあたって、観察者を一目で驚かせるようなコントラストを見せている、色彩豊かなパレットがそこにはないでしょうか。一九世紀のイギリスとドイツが辿った発展の大筋——一方には、議会王政、「ジェントリー」とブルジョワジーの連合した力、法学教授の弱い役割、他方では、帝国の不完全な議会制度、名士と伝統的社会構造の重み、大学人の威厳——を考えてみてください。それだけで十分です。「コモン・ロー」と、ドイツ民法典に見られるような大陸法との違いについて、その理由を探求してみたいという研究心が即座に刺激されることだろうと思います。比較論的方法を法史学に適用することは、拙速な一般化や、この上なく融通の利かない決定論から私たちを

守ってくれるに違いないのです。

一三

現在の比較論的考察は、これらの文化的相違に極めて敏感であり、時として（ピエール・ルグランがそうであるように）異なった法の間の全面的な「他性」をすぐに結論づけるまでになっていきます。ヨーロッパには、ローマ法の伝統に立つ大陸法とイギリス法の違いがあり、私たちは特にそう考えがちなのです。「コモン・ロー」と「市民法」のそれぞれの歴史は、異なった言語的・政治的・社会的環境と結びついた、二つのまったく別の発展を辿ったように見えます。イギリス法の独自性は、島国であることのせいではなく、あるいは、海峡かなたの法律家は自らの特殊性ということをよく口にしますが、その特殊性がイデオロギー的でナショナルイズム的に突出しただけのことと片づけられるものではなく、長い時間経過の中に根を下ろし、現代でも生き生きと維持されている確かな文明を作り上げてきたと言えなくもないのです。今日でもなお、イギリス連合王国には私法の法典、あるいは成文憲法が存在しないことがそれを示しています。この還元不可能なコントラストと、イギリス法に固有の法律用語を翻訳するにあたって遭遇する困難を前にすると、「コモン・ロー」と大陸諸法の発展がどのような相互作用を及ぼしたのかという研究も、あるいはどのように類似しているのかという研究でさえ、空しいものに思えてきます。この「唯名論」は、ヨーロッパの「普通法（ユース・コムーネ）」が歴史の実体として存在したとする主張に抵抗し、地域的あるいは国民的法の効力を優越させる立場へと人を向かわせることができました。ローマ法による支配を支持する者は、法典編纂までの時期、ローマ法がヨーロッパに君臨したのであり、法の統合の道を推し進めるためには、ローマ法を蘇らせることが望ましいと考えます。このローマ法支持者を前にして、それぞれの国に固有の国民的歴史を支持する者は、彼らもまた、早熟な比較と過度な一般化に対して警鐘を鳴らしたのでした。

一四

歴史を抛り所にして、ローマ法の観念によって育まれた法学説の間での一致点のみを探り出そうとする普遍主義に対し、その弊害に立ち向かうことは明らかに必要であるとしても、まったく逆に、「複数」の法の根本的な他性を主張することも行き過ぎであると私は思います。特に、近代と現代におけるヨーロッパの法史についてはそうです。マックス・ウェーバーの訓令に従うなら、比較論的方法とは、偽りの類似や表面的な相似に警戒しつつ、まさに相違を浮き彫りにするものでなければならぬとされます。しかし、だからといって、要因自体が似かよっている訳ではないのです。例えば、法律の飛躍的發展、あるいは社会問題への配慮、これらは一九世紀と二〇世紀、「市民法」の国でも、「コモン・ロー」の国でも見られる共通の現象なのです。

一五

すべての時代、すべての主題について、イギリス法には独自のアイデンティティーがあると決めつけることは、法現象を説明する他のすべてを犠牲にして、人々の精神、あるいは国民意識という要因だけを特別扱いすることです。しかし、これらは何と流動的なものでしょうか。私は、しばしば国民という枠組で働く文化的要因が法を発展させることを否定しようとしているではありません。同じ時代を作っている「法文化」の複数性と（二〇〇一年

に、ジョン・ベルが『フランスの法文化』の中で、フランス法の異なった分野の間での異質性に着目して示したように、法の発展において、文化に還元できない他の要因の存在を認めようということなのです。

一六

異なった法的秩序には相互に浸透性がないことを前提にし、それらを別々に論述する方法と、歴史を持ち出し、ローマ法という古代のルーツへといつも遡り、「単一」のヨーロッパ共通法を探り出していこうとする方法の間には、中間的な道が可能です。この中間的な道は、一八世紀中期以降の法の変容を研究するにあたって、とりわけ適していると私は考えています。法の発展における国民的要因と超国民的要因を振り分けることを法史家の仕事と考えたイギリスの法律家ダイシーの、一見すると平凡な論述には、正しい考え方が多く含まれています。様々な国民の歴史を単純に並べ立てることを避けると共に、さらに比較論的方法の助けがあれば、いつも主観的なものではあられ、研究した法現象を選別することができるのです。

一七

私の著作は四部から成っていますが、その構想を育んだものはこの方法でした。各章では、歴史的に問題を設定して焦点をしばり、それに対してなされた法的解答を探求しています。つまり、制度史家は通常、予め教条的に決められた法的問題に対して、歴史がどのような解答をもたらしたのか、ということに関心を抱くものですが、それは逆の進め方になっています。第一部で、私は一七五〇年から一九一四年の間に、ヨーロッパ法の規範的枠組が

ほぼ完全に新しくなったという事実から出発しました。まず、一八世紀後半に衰退が始まった古法の特徴について考えてみました。問題は次のようになります。国民的な法という形態に対して、「普通法（ユス・コムーネ）」はまだ勝っていたのでしょうか。古法の中の私法に関する部分は、アンシャン・レジーム社会の政治構造と関係があったのでしょうか。法律家はこの伝統的秩序の道具だったのでしようか、あるいは過去から受け継いだ構造を危うくする合理主義の支持者だったのでしようか。第二章は、フランス革命の衝撃と、一八三〇年から一八四八年にかけての、それへの応答を内容にしています。問題はこうなります。この政治的動乱によって、法は根底から「革命化」されたのでしょうか。例外的存在に見えるイギリスもまた、古法から新法への移行を経験したのでしようか。第三章では、法典編纂の動きと、イギリスにおけるその挫折に目を向けました。法典は、法に対する政治の支配の証拠なのでしようか、あるいは、社会の隅々にまで自らを貫徹させようとする「法曹法」の一つの形なのでしようか。ここでもまた、イギリスの独自性をどのように解釈すればいいのでしょうか。第四章は、イギリス連合王国に起源がある議会主義の飛躍的發展にあてられています。量的な観点からも質的な観点からも、投票で決せられる立法が権力の座に上ったことは、公法の全体を変容させる性質のものだったのでしようか。

一八

第二部は、「社会的期待と法の方向づけ」と題されています。社会の「要求」というヘーゲルの考えを取り上げたのです。私には、法が、社会集団から来る突き上げに「心える」に留まるものではないという意識が強くあるのですが、しかし、一九世紀には、法の形成に影響を持つ「圧力集団」が發展するということを考えました。雇用者団体、労働組合、福祉あるいは慈善団体、一般信徒団体、女権運動、そして、例えば医者のような専門家から成る

学識団体などが、それにあたります。産業革命による経済的变化がどのような法的变化をもたらしたか、私はこの点に関心があり、職能団体的システムに取って代わった営業の自由、会社設立の容易さ、あるいは特許の保護が、産業の発展における自由放任の要因としての役割をどの程度まで果たしたのか、あるいは果たさなかったのか、第一章では、これらの問題を考えました。法の効果については、「社会問題」をテーマにしても論じています。これが第二章です。労働者対策は、労働力を安定させることに寄与したのでしょうか。組合は労働立法の出現に本当に影響力があったのでしょうか。一九世紀から二〇世紀の変わり目、病人、住宅困窮者、あるいは消費者を保護する規定の中に、社会国家というイメージが既に萌芽として見られるのではないのでしょうか。第三章になりますが、人の地位に関する私法と刑法の進化もまた同様に、家族の保護のためであったり、個人の解放のためであったりと矛盾してはいますが、宗教運動、政治運動、あるいはフェミニズム運動が打ち出した要求の帰結として考えることができると思います。第二部の最後の章では、学説の作り手としての個人的な影響力という形ではなく、法的職業の集団的行為という形で法律家を考察し、その影響について問題を提起しています（法が変容する他の諸要因を検討した後には）。

## 一九

二〇世紀に入ってから（特に、一九一四年以降です）、私は年代記的なプランに従いました。それは、世紀の前半、自由主義的、共産主義的、ファシズム的といった様々なモデルが放散される中で、そのコントラストを説明するためであり、世紀の後半、特に、東側陣営の解体後の時代を特徴づけることになる、それらのモデルの融合を説明するためでした。第三部では、第一次世界大戦によって引き起こされた断絶、ロシア革命とソヴィエト法の形

成、自由主義システムの変容（表面的にはゆっくりとしたものですが）、そして最後に、法的な観点からすれば著しい類似性と相違性を同時に示している幾つかのファシズム体制の出現、これらを一つずつ検討しています。最後に、第四部は、一九四五年にヨーロッパにもたらされた政治的变化、次いでベルリンの壁崩壊後の政治的变化から始まり、現在に至るまでの変化、即ち、ここ数十年間、国家の役割を減少させる方向に進んできたように思われる多元主義的な流れの中で、経済法あるいは人の地位に関する法について、ヨーロッパ法が融合しようとしていることを取り上げました。国民的な「法的スタイル」の保持が問題になる最後の章で、法律家が再び登場します。法のプロフェッショナルは、法が変容するプロセスにおける主導権を、一九世紀よりもなお一層失ったように思われますが、ヨーロッパ法の統合を推進するものであれ、阻止しようとするものであれ、様々な動きに参加していることは確かなのです。

## 二〇

私は、この方法的立場の弱点にも、目をつぶらないようにしようと思っています。恐らく、このようなヨーロッパ法史を提示することは、冒険的であり、時期尚早であったでしょう。取り組んだ多くのテーマに関する歴史的・社会的な法学研究がまだなされておらず、私の個人的な情報も、特にヨーロッパの「小国」については限られたものだからです。この研究は、幾つかの問題に何ら答えないうまま、与えられた事実を順繰りに表面的に張り合わせただけのものという印象を持たれたかも知れません。また、国民的枠組において、あるいは国境を越えて影響を及ぼす知的な力としての法的伝統を、過小評価しているという批判がなされるかも知れません。また私は、法的モデルの伝播という問題と、比較法の発展から来る外国の制度の輸入という問題（法のアメリカ化という現象のお陰で、

ヨーロッパも無関係ではなくなりました）を扱いませんでした。相互に法的なコミュニケーションを持たないままでも、似たような進化がなされるという考え方（同じ要因によって決定されるが故に）にこだわったからです。ただ、こういった弱点にも拘わらず、私は議論を呼び起こすことはできたろうし、社会変容の研究における法の歴史の位置について、一つの考え方を提起できただろうと考えています。